

令和3年8月26日

被災時の広域避難所として
本校に避難される地域の皆さんへ
(酒波区、平ヶ崎区、北林区、構区、望みの郷自治会、北仰区、北仰東自治会)

高島市立今津北小学校
校長 峯森 吉晴

災害等発生時における広域避難所の開設について（お知らせ）

日頃は、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、風水害や大規模地震など避難が必要となる自然災害等が発生した場合、市災害対策本部の指示に従い、指定された広域避難所に速やかに避難していただくこととなっております。

本校は、市で指定されている広域避難所の1つであり、酒波区、平ヶ崎区、北林区、構区、望みの郷自治会、北仰区、北仰東自治会にお住いの方々に避難していただく場所となっております。

つきましては、本校における広域避難所の開設にあたり、下記のとおり、計画しておりますので、お知りおきくださるようお願いいたします。

なお、被災状況等により、下記の計画を変更させていただくこともありますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

記

1 広域避難所としての開設施設等について

- | | |
|---------|------|
| ・受付場所 | 職員玄関 |
| ・一般避難場所 | 体育館 |
| ・救護室 | 保健室 |

2 広域避難所の運営について

避難所の開設は、市の職員によって行われ、避難された方々への対応をされますが、避難生活が長期化する場合には、避難された地区の自主防災組織やボランティアが中心となって運営していただくことになっております。